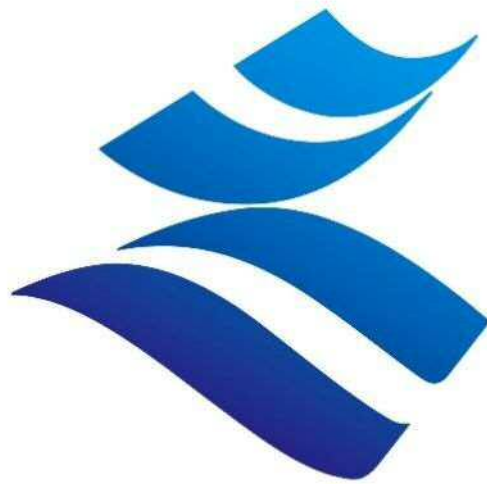


令和 2 年 度

# 食肉衛生検査所業務概要

令和 3 年 11 月



鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課

# まえがき

昨年度から続く新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数などは減少に転じ、本年9月末をもって緊急事態宣言等が解除されましたが、未だ国民生活や企業活動にさまざまな影響を及ぼしている状況です。

感染症の脅威は人間社会のみならず動物界でも続いており、国内では、平成30年9月に岐阜県の養豚場で発生した豚熱が、中部地方を中心に15県73件まで拡大し、飼養豚へのワクチン接種についても36都府県にまで広がっています。県内においては、本年1月に、養鶏場では高病原性鳥インフルエンザの発生が、また、養豚場では約2年半ぶりに豚流行性下痢の発生が確認されましたが、両伝染病ともに関係者の皆様のご尽力により終息が図られたところ です。

と畜場、大規模食鳥処理場においては、平成30年6月の食品衛生法改正により制度化されたHACCPに基づく衛生管理が本年6月1日から施行され、食肉衛生検査所による施設の外部検証も始まっています。

当県におきましても、各施設におけるHACCPに基づく衛生管理が適正に運用されるよう、関係者への衛生指導等に取り組んでまいります。

当県では、平成2年8月に国内初の対米輸出食肉取扱施設が認定されてから30年が経過し、現在では、県内に4か所の対米認定施設を有し、計18カ国への牛肉輸出を行っています。

今後とも、食肉輸出の先進県として模範となるよう輸出検査業務に取り組むと共に、国内外に安全で安心な食肉・食鳥肉を提供するため、衛生管理への取り組みをより一層推進していきたいと考えています。

ここに、令和2年度の食肉衛生検査所業務概要を取りまとめましたので、業務の参考として御活用いただければ幸いに存じます。

令和3年11月

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課長

中島 靖剛

# 目 次

## 第 1 章 総 説

1	食肉衛生検査所の沿革（牛肉輸出の沿革を含む）	1
2	食肉衛生検査所の機構組織	5
3	職員構成	5
4	所掌事務	6
5	食肉衛生検査所長への委任事務	6
6	食肉衛生検査所長の専決事項	6
7	検査手数料	7
8	検査所の概要	8
9	と畜場の使用料・解体料	15
10	と畜場の概要	17
11	食鳥処理場の概要	21
12	研修・学会	25

## 第 2 章 事業概要

### <と畜検査>

I	概 況	26
II	検査統計	28
1	と畜検査頭数	28
2	と畜検査に基づく処分	33
3	と畜検査における精密検査実施状況	39
4	牛肉の輸出状況	44

### <食鳥検査>

I	概 況	45
II	検査統計	47
1	食鳥検査羽数	47
2	食鳥検査に基づく処分	50
3	食鳥検査における残留有害物質モニタリング検査等実施状況	60

## 第 3 章 調査研究

令和 2 年度 調査研究	61
--------------	----

# 第1章 総説

# 1 食肉衛生検査所の沿革

本県の食肉衛生検査所の歴史は、昭和32年度阿久根市営と畜場が、県内初の大型枝肉と畜場として操業開始したことに伴い、出水保健所阿久根駐在機関を設置したことに始まる。保健所から分離独立した機関としては、昭和52年度に行政組織の改正（行政組織改編）により、3食肉衛生検査所が発足した。現在は、県内に7か所の食肉衛生検査所を置き、施設設備の整備及び検査体制の充実を図りながら、安全・安心な食肉、食鳥肉の確保に努めているところである。

昭和32年 4月	阿久根市と畜場設置に伴い、出水保健所阿久根駐在を設置
昭和35年 4月	竹岸畜産工業株式会社（現プリマハム株式会社）鹿児島工場の設置に伴い、伊集院保健所串木野駐在を設置
昭和38年 4月	高山と畜場設置（公豚社操業）
昭和38年 8月	加世田市と畜場設置（小和田屋畜産，ゼンチク操業）
昭和39年10月	南九州畜産興業(株)操業に伴い、志布志保健所末吉駐在を設置
昭和44年 7月	串木野及び末吉駐在機関を保健所の「と畜検査分室」に昇格し、分室長を置く
昭和48年 4月	「末吉と畜検査分室」を昇格させ、志布志保健所末吉食肉衛生検査所が発足（これが本県初の食肉衛生検査所である。）
昭和48年 8月	日本ポーク株式会社（現日本フードパッカー鹿児島株式会社）操業に伴い、大口保健所大口駐在設置
昭和49年 4月	大口駐在が、大口と畜検査分室に昇格
昭和49年 4月	伊集院保健所串木野食肉衛生検査所発足
昭和49年10月	鹿児島くみあい食肉(株)操業に伴い、鹿屋保健所鹿屋駐在設置
昭和51年 7月	阿久根・加世田駐在が、阿久根・加世田と畜検査分室に昇格
昭和51年 7月	大口保健所大口食肉衛生検査所発足
昭和51年 8月	垂水市と畜場全面改築（小森畜産操業）
昭和52年 5月	行政組織の改正により、と畜検査業務を保健所から分離独立させ、次の3食肉衛生検査所が発足し、出張所を置く 西部食肉衛生検査所 ― 加世田，川内，阿久根の3出張所を所管 中部食肉衛生検査所 東部食肉衛生検査所 ― 志布志，高山，鹿屋，垂水の4出張所を所管
昭和54年 4月	中部及び東部食肉衛生検査所に業務課長並びに検査課長の職を置く
昭和54年10月	鹿児島くみあい食肉(株)南薩工場操業により、南部食肉衛生検査所発足，加世田出張所を所管

昭和58年1月 行政組織の改正により、次のとおり食肉衛生検査所の名称変更、各出張所を廃止  
知覧食肉衛生検査所 ― 業務課長、検査課長の職を置く  
串木野食肉衛生検査所  
阿久根食肉衛生検査所  
大口食肉衛生検査所 ― 業務課長、検査課長の職を置く  
末吉食肉衛生検査所 ― 業務課長、検査課長の職を置く  
鹿屋食肉衛生検査所 ― 業務課長、検査課長の職を置く

昭和60年4月 阿久根及び串木野食肉衛生検査所に検査課長の職を置く

昭和61年4月 志布志食肉衛生検査所発足、検査課長の職を置き、現在の7検査所体制になる。  
有明ミート(株) (現 サンキョーミート(株) 有明ミート工場) 操業  
志布志食肉センター新築移転

昭和62年4月 志布志食肉衛生検査所に業務課長の職を置く

平成3年4月 阿久根食肉衛生検査所に業務課長の職を置く

平成4年4月 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」施行に伴い、県内17ヵ所  
(現12ヵ所) の大規模食鳥処理場の食鳥検査を実施  
串木野食肉衛生検査所に業務課長の職を置く  
串木野食肉衛生検査所を除く6検査所に検査第一課長・検査第二課長の職を置く

平成5年4月 串木野食肉衛生検査所に検査第一課長・検査第二課長の職を置く

平成14年4月 末吉食肉衛生検査所に次長兼業務課長・精密検査課長の職を置く

平成18年4月 7検査所に検査係長の職を置く

平成19年4月 串木野食肉衛生検査所を除く6検査所の検査係長職を2名とし、また、技術専門  
員の職を置く

平成22年4月 末吉及び志布志食肉衛生検査所に輸出検査係長の職を置く

平成24年4月 阿久根食肉衛生検査所に輸出検査係長の職を置く

平成27年4月 知覧食肉衛生検査所に輸出検査係長の職を置く

## 牛肉輸出の沿革

平成2年5月24日	「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」策定
平成2年9月5日	K-1がアメリカへの牛肉輸出開始
平成12年3月	口蹄疫の発生によりアメリカへの輸出停止
平成13年9月	BSE発生
平成17年12月	日米協議によりアメリカへの輸出再開
平成17年12月12日	「対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」策定
平成19年2月15日	「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」策定
平成21年5月14日	「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」策定
平成21年7月28日	「対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領」策定
平成21年10月30日	「対タイ輸出牛肉取扱要領」策定
平成22年4月20日	口蹄疫の発生により輸出停止
平成22年4月30日	香港への牛肉輸出再開
平成22年5月11日	マカオへの輸出再開
平成22年10月12日	シンガポールへの輸出再開
平成23年4月22日	タイへの輸出再開
平成24年4月25日	カナダへの牛肉輸出再開
平成24年8月24日	アメリカへの牛肉輸出再開
平成25年3月29日	「対EU輸出食肉の取扱要綱」策定
平成26年2月17日	「対メキシコ輸出牛肉等の取扱要綱」策定
平成26年2月27日	「対ベトナム輸出食肉の取扱要綱」策定
平成26年3月28日	「対ニュージーランド輸出牛肉等の取扱要綱」策定
平成26年5月16日	「対フィリピン輸出牛肉の取扱要綱」策定（施設認定後要綱策定）
平成26年6月11日	「対スイス，リヒテンシュタイン及びノルウェー輸出食肉の取扱いについて」通知
平成27年2月9日	「対ロシア等輸出食肉の取扱要綱」策定
平成27年10月16日	「対ミャンマー輸出食肉の取扱要綱」策定
平成29年2月9日	「対ブラジル輸出牛肉の取扱要綱」策定
平成29年9月22日	「対台湾輸出牛肉取扱要綱」策定
平成30年5月29日	「対オーストラリア輸出食肉の取扱要綱」策定
平成30年6月4日	「対アルゼンチン輸出食肉の取扱要綱」策定
平成31年3月11日	「対ウルグアイ輸出食肉の取扱要綱」策定
令和2年4月1日	「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」の制定

令和2年4月1日 「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定」の制定

※これまでの輸出証明書の発行や適合施設の設定等を定めた要綱等は廃止され、  
手続規定に移管された。

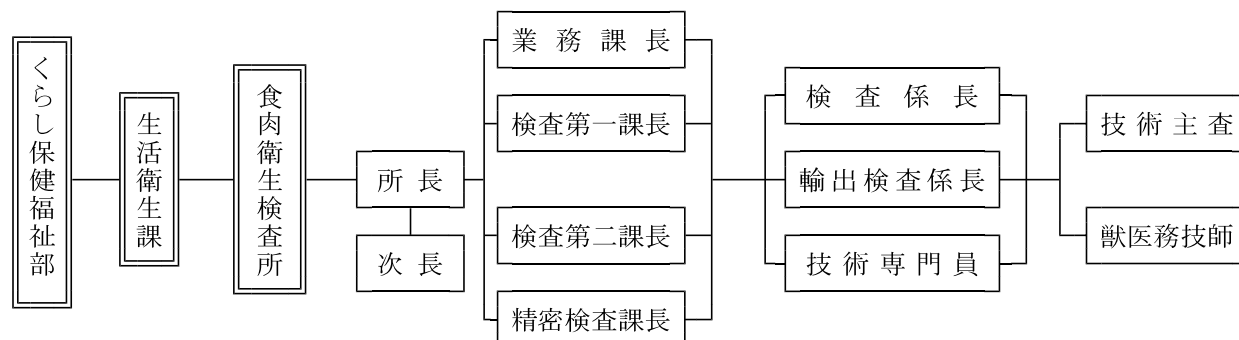
○各施設の認定日等

	要綱/要領	K-1	K-2	K-3	K-4	K-5	K-9
アメリカ	H 2. 5. 24	H 2. 8. 30	H14. 12. 16	H23. 1. 24	H23. 3. 11		
カナダ	H17. 12. 12		H18. 4. 5	H24. 10. 17	H25. 1. 7		
香港	H19. 2. 15	H19. 4. 9	H19. 3. 30	H23. 1. 24	H23. 3. 11		
シンガポール	H21. 5. 14	H21. 5. 14	H21. 5. 14	H21. 12. 21	H24. 11. 30		
EU	H25. 3. 29	R元. 7. 25	H26. 6. 11	H26. 5. 29	R 2. 10. 15		
マカオ	H21. 7. 28	H22. 1. 7	H21. 10. 9	H21. 9. 24	H21. 11. 16	H28. 12. 15	H29. 1. 13
タイ	H21. 10. 30	H22. 1. 7	H21. 11. 10	H22. 1. 4	H21. 11. 26	H28. 12. 15	H29. 5. 10
メキシコ	H26. 2. 17	H26. 12. 4	H26. 12. 4	H26. 12. 4	H27. 9. 10		
ベトナム	H26. 2. 27	H26. 3. 11	H26. 3. 11	H26. 3. 11	H26. 9. 25	H26. 3. 11	H27. 11. 24
ニュージーランド	H26. 3. 28	H26. 3. 28	H26. 3. 28	H26. 3. 28	H26. 3. 28		
フィリピン	H26. 5. 16	H26. 3. 11	H27. 9. 30	H26. 3. 11	H27. 5. 12		
ミャンマー	H27. 10. 16	H27. 10. 23	H27. 10. 23	H27. 10. 23	H27. 10. 23		H27. 10. 23
ブラジル	H29. 2. 9		H29. 2. 9				
台湾	H29. 9. 22	H29. 9. 22	H29. 9. 22	H29. 9. 22	H29. 9. 22		
オーストラリア	H30. 5. 29	H30. 6. 22	H30. 6. 19	H30. 6. 22	H30. 8. 3		
アルゼンチン	H30. 6. 4		H30. 6. 19	H30. 6. 22			
ロシア	H27. 2. 9		H31. 2. 1	H31. 2. 1			
ウルグアイ	H31. 3. 11		H31. 3. 28	H31. 4. 16			



## 2 食肉衛生検査所の機構組織（鹿児島県行政組織規則）

第110条 と畜検査，食鳥検査及び食肉衛生検査に関する事務を処理するため，食肉衛生検査所を設置する。



（次長と精密検査課長は末吉食肉衛生検査所のみ，輸出検査係長は知覧，阿久根及び末吉並びに志布志食肉衛生検査所に配置）

食肉衛生検査所	設置年月日
知覧食肉衛生検査所	昭和54年10月 1日
串木野食肉衛生検査所	昭和49年 4月 1日
阿久根食肉衛生検査所	昭和58年 1月 1日
大口食肉衛生検査所	昭和51年 7月 1日
末吉食肉衛生検査所	昭和48年 4月 1日
志布志食肉衛生検査所	昭和61年 4月 1日
鹿屋食肉衛生検査所	昭和58年 1月 1日

## 3 職員構成

令和3年4月1日現在

区分 食肉衛生 検査所名	技術職（獣医師）								事務職			非常勤		
	所長	次長	課長	係長	技術専門員	技術主査	獣医務技師	臨的任用	係長	主査	主事	計	検査員	補助員
知覧	1		3	3	3	2	4(1)		1			17(1)	15	4
串木野	1		3	1	2	1			1			9	7	3
阿久根	1		3	3	2	3	2		1			15	11	4
大口	1		3	2	1	3(1)	1		1			12(1)	12	4
末吉	1	1	3	3	2	3(1)	4		1			18(1)	12	5
志布志	1		3	3	3	4	7(1)		1			22(1)	11	9
鹿屋	1		3	2		3	6		1			16	9	7
合計	7	1	21	17	13	19(2)	24(2)		7			109(4)	77	36

（ ）：育休，再掲

## 4 所掌事務（鹿児島県行政組織規則）

第112条 食肉衛生検査所は、次の事務を行う。

- (1) 獣畜のとさつ及び解体の検査に関すること。
- (2) 獣畜の肉、内臓等の検査に関すること。
- (3) 食鳥検査に関すること。
- (4) と畜場及び食鳥処理場並びにそれらの附属施設の衛生指導に関すること。

## 5 食肉衛生検査所長への委任事務（鹿児島県事務処理規則）

別表第6

4 と畜場法の施行に関する事務（離島に係るものを除く。）

- (5) 法第13条第3項の規定によるとさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法の指示
- (6) 法第14条の規定による獣畜のとさつ、解体及び持ち出しの検査、獣畜の皮等の持ち出しの許可並びに検査を要しない旨の認定
- (7) 法第16条の規定による獣畜のとさつ及び解体の禁止、獣畜の隔離、と畜場内の消毒及び肉、内臓等の廃棄等の措置の命令及び実施
- (8) 法第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施
- (9) 法第18条第1項の規定によると畜場の施設の使用制限及び禁止の命令
- (11) 法第18条第2項の規定によるとさつ及び解体業務の停止及び禁止の命令
- (13) 令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所での獣畜のとさつの許可

10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事務（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）

- (4) 法第8条の規定による食鳥処理の事業の停止命令
- (5) 法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善命令及び使用禁止並びに事業の停止命令
- (6) 法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令
- (7) 法第15条の規定による食鳥検査の実施
- (12) 法第20条の規定による食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等の措置の命令及び実施並びに食鳥の廃棄等の措置の実施
- (23) 法第37条第1項の規定による報告の徴収
- (25) 法第38条第1項及び第2項の規定による食鳥処理場及び食鳥処理業者の事務所等への立入検査の実施等

1 食品衛生法の施行に関する事務（と畜場、食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く）及びこれらに併設する食肉処理場の施設に係るものに限る。）

- (3) 法第28条第1項の規定による報告の要求、臨検検査及び収去
- (5) 法第30条第2項の規定による食品衛生監視指導計画に基づく指示
- (9) 法第54条の規定による廃棄処分等の措置命令

## 6 食肉衛生検査所長の専決事項（鹿児島県事務処理規則）

（出先機関における決裁）

第8条 所長は、次条の規定により委任された事務を決裁するほか、別表第1、別表第2及び別表第6の事項欄に掲げる事務のうち、専決者の所長欄に○印をもって示す事務について、それぞれそれらの表の所長欄に掲げる所長に限り、専決することができる。

## 7 検査手数料

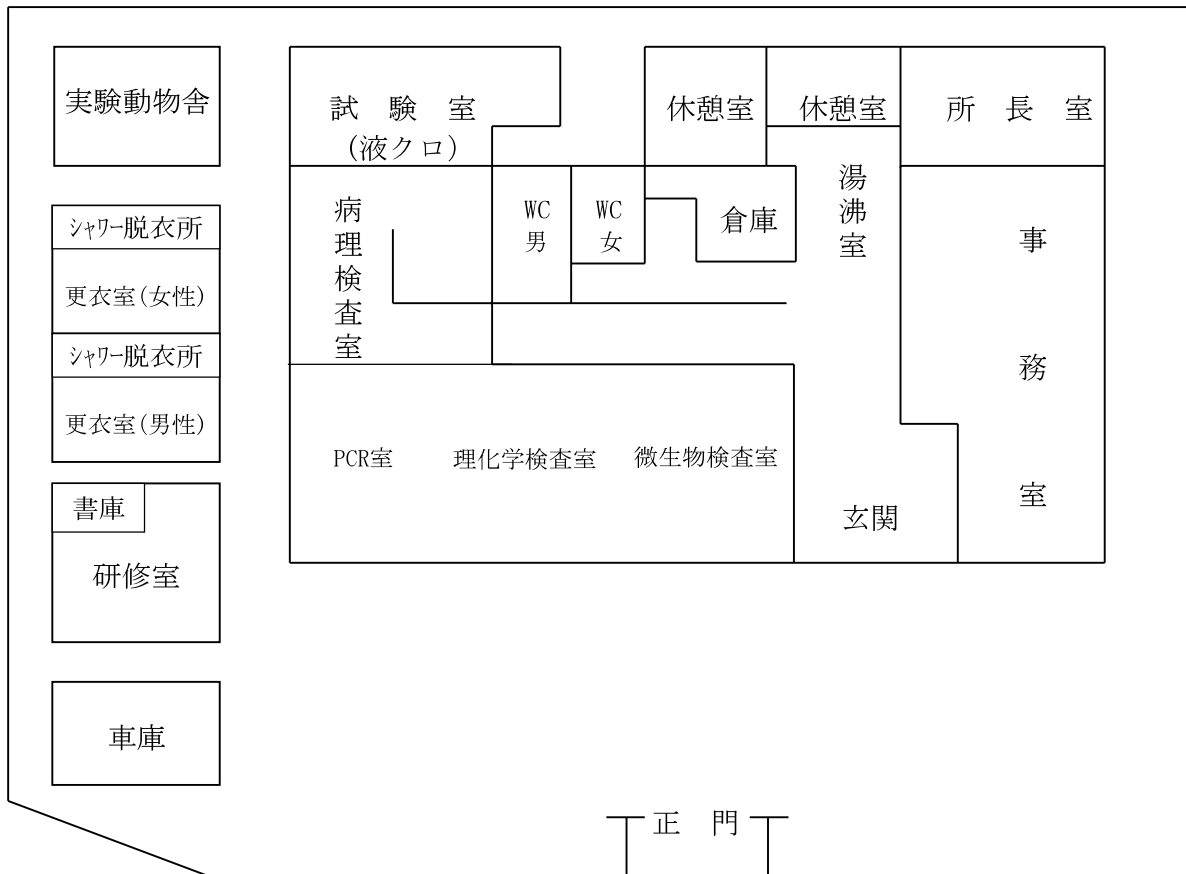
種別	徴収区分		
	時間内	時間外	臨時開場日
牛・馬	760円	1,520円	980円
とく・こま	380円	760円	490円
豚	350円	700円	460円
めん羊・山羊	170円	340円	220円
食鳥	3円	4円	—

- (注) 1 と畜検査手数料は平成16年4月1日から適用  
 2 食鳥検査手数料は平成4年4月1日から適用  
 3 知事が指定する日を臨時開場日とする。(鹿児島県手数料徴収条例)

## 8 検査所の概要

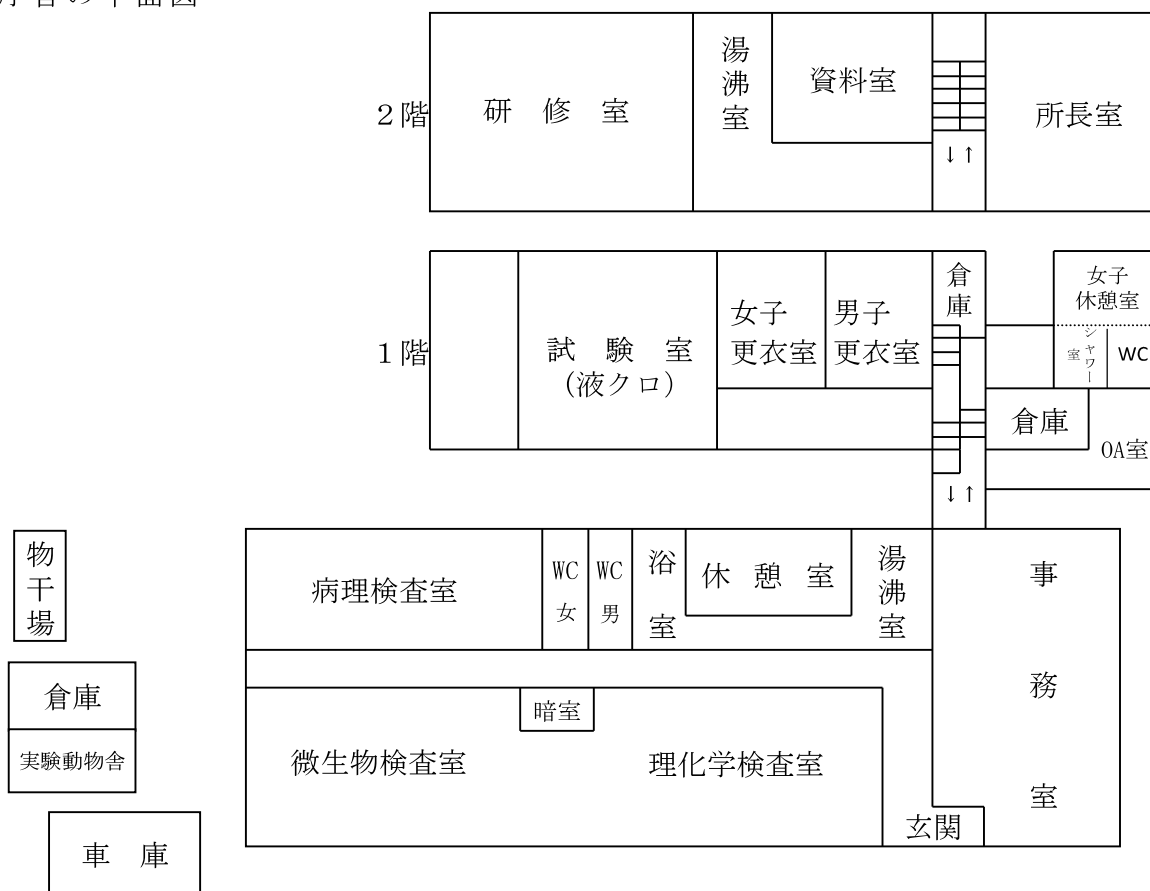
知覧食肉衛生検査所 (所長 宇都 浩二) 令和3年4月1日現在

- (1) 所在地 〒891-0912 南九州市知覧町南別府22216-1  
TEL 0993(86)2839  
FAX 0993(86)2769
- (2) 管轄区域 枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
- (3) 所管と畜場 (株)JA食肉かごしま南薩工場, 加世田食肉センター, 株式会社南さつま食肉流通センター
- (4) 所管食鳥処理場 (株)エヌチキン
- (5) 庁舎の構造 敷地面積 1,525.79m<sup>2</sup>  
規模構造・本館 — 鉄筋コンクリート造 352.83m<sup>2</sup>  
・附属棟  
研修室 — 鉄骨造 90.52m<sup>2</sup>  
車庫 — 鉄骨造 19.80m<sup>2</sup>  
実験動物舎 — コンクリートブロック造 5.45m<sup>2</sup>  
更衣室 — 鉄筋コンクリート造 36.00m<sup>2</sup>
- (6) 総工費 土地買収費 14,498,090円  
建物工事費他 76,394,505円
- (7) 完成年度 庁舎 S54年度, 研修室 S60年度, 車庫 H7年度  
更衣室 H8年度, 実験動物飼育舎 H8年度
- (8) 庁舎の平面図



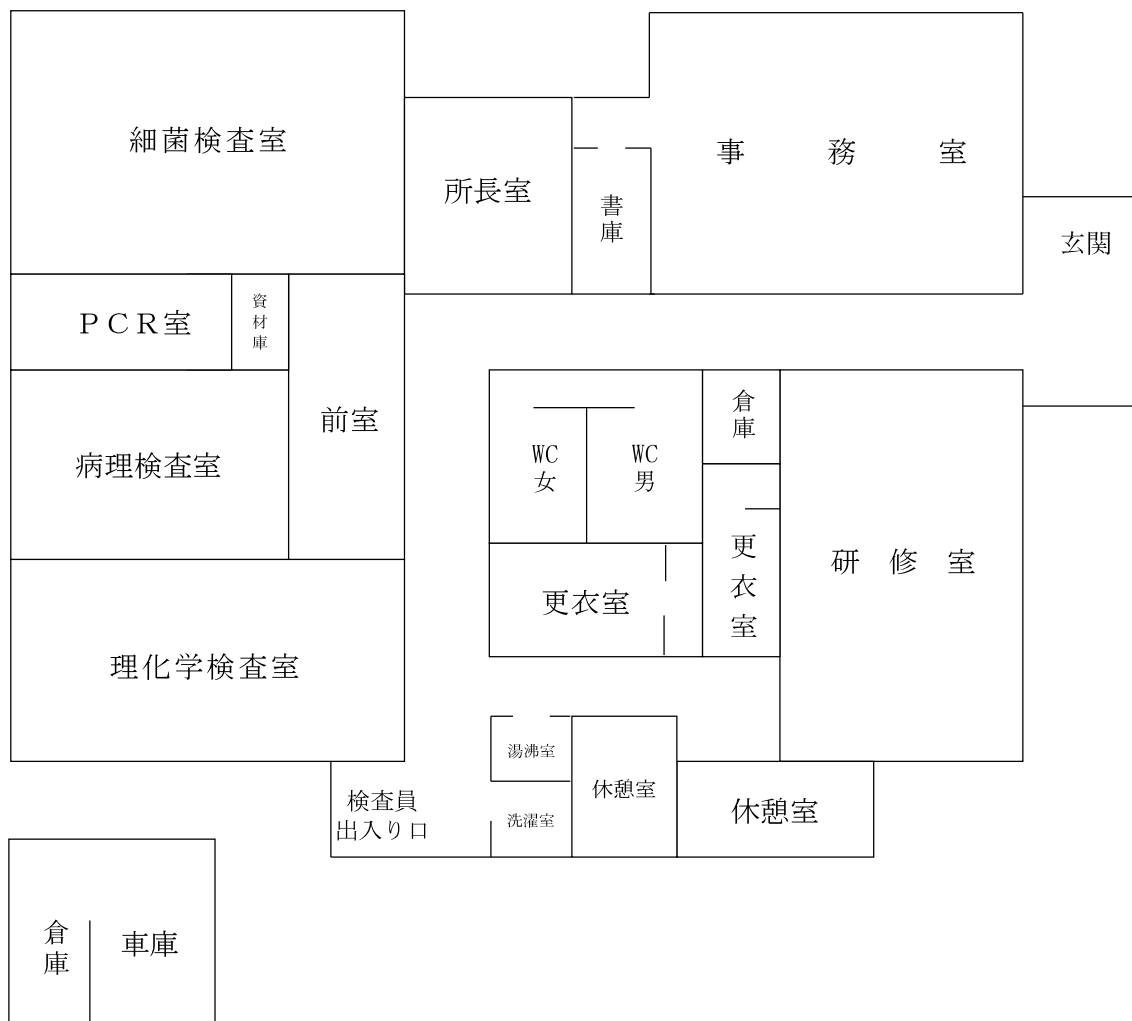
串木野食肉衛生検査所（所長 鏡園 仁）令和3年4月1日現在

- (1) 所在地 〒896-0069 いちき串木野市浜ヶ城303-3  
 TEL 0996(32)5387  
 FAX 0996(32)0837
- (2) 管轄区域 薩摩川内市，日置市，いちき串木野市
- (3) 所管と畜場 プリマハム(株)西日本ベストパッカー
- (4) 所管食鳥処理場 鹿児島くみあいチキンフーズ(株)川内食品工場
- (5) 庁舎の構造 敷地面積 1,471.94㎡  
 規模構造・本館 — 鉄筋コンクリート造 290.00㎡  
                   研修室その他 — 鉄骨造 267.74㎡  
                   ・附属棟  
                   車庫 — 19.44㎡  
                   実験動物舎 — ブロック造 18.00㎡  
                   物干場 — 鉄骨造 10.00㎡
- (6) 総工費 土地買収費 20,035,146円  
 建物工事費他 91,101,000円
- (7) 完成年度 庁舎 S49年度，研修室 H2年度，車庫 S56年度  
 試験室 H3年度，所長室等 H8年度，女子シャワー室等 H22年度
- (8) 庁舎の平面図



阿久根食肉衛生検査所（所長 湯之原 義弘）令和3年4月1日現在

- (1) 所在地 〒899-1629 阿久根市塩浜町2丁目44-2  
TEL 0996(73)2422  
FAX 0996(73)2384
- (2) 管轄区域 阿久根市, 出水市, 出水郡
- (3) 所管と畜場 (株)阿久根食肉流通センター
- (4) 所管食鳥処理場 マルイ食品(株)野田工場, マルイ食品(株)野田第2工場, 赤鷄農業協同組合
- (5) 庁舎の構造 敷地面積 1,700.00㎡  
規模構造・本館 — 鉄筋コンクリート造 563.70㎡  
・車庫, 倉庫 — 木造 34.80㎡
- (6) 総工費 土地買収費 0円 (交換等)  
建物工事費等 184,030,000円
- (7) 完成年度 本館 令和2年度  
車庫, 倉庫 令和元年度
- (8) 庁舎の平面図

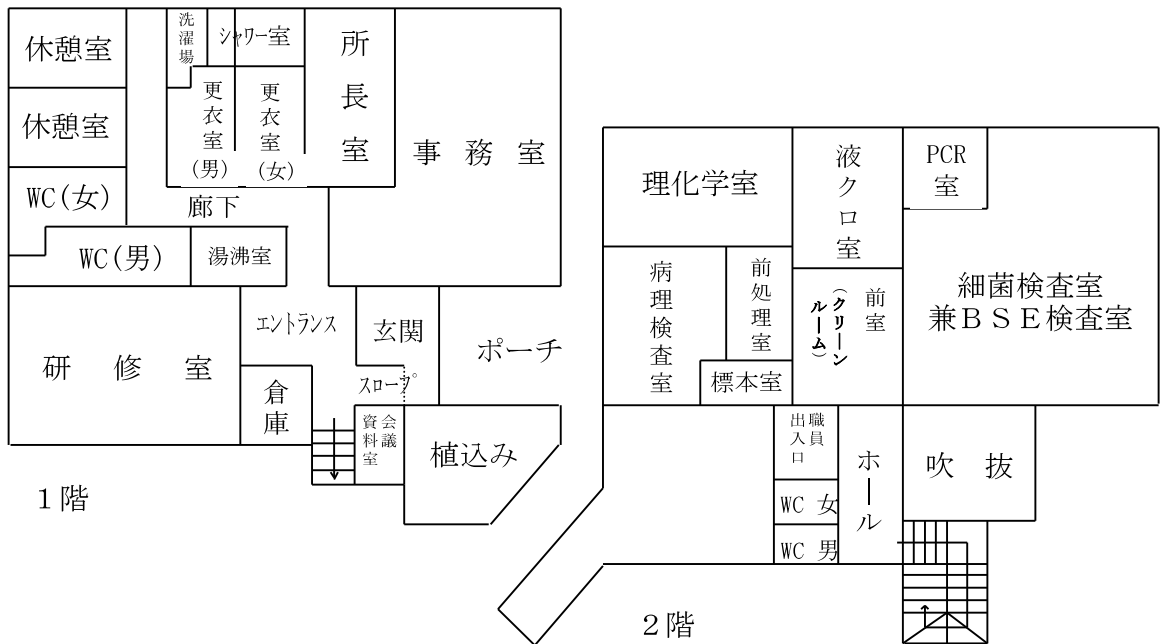
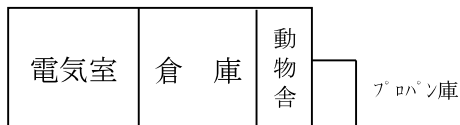


大口食肉衛生検査所（所長 宇都 誠二）令和3年4月1日現在

- (1) 所在地 〒895-2526 伊佐市大口宮人521  
TEL 0995(22)4020  
FAX 0995(22)4994
- (2) 管轄区域 伊佐市, 始良市, 鹿児島郡, 薩摩郡
- (3) 所管と畜場 (株)ジャパンファーム大口処理場
- (4) 所管食鳥処理場 (株)アクシーズ宮之城工場, (株)アクシーズ薩摩工場
- (5) 庁舎の構造
 

敷地面積		2,403.52㎡
規模構造・本館	鉄筋コンクリート造2階建て	529.00㎡
	1階	289.50㎡
	2階	239.50㎡
・附属棟		
倉庫等	鉄筋コンクリート造	65.80㎡
- (6) 総工費 土地買収費 57,020,099円  
建物工事費他 190,352,481円
- (7) 完成年度 庁舎 H12年度

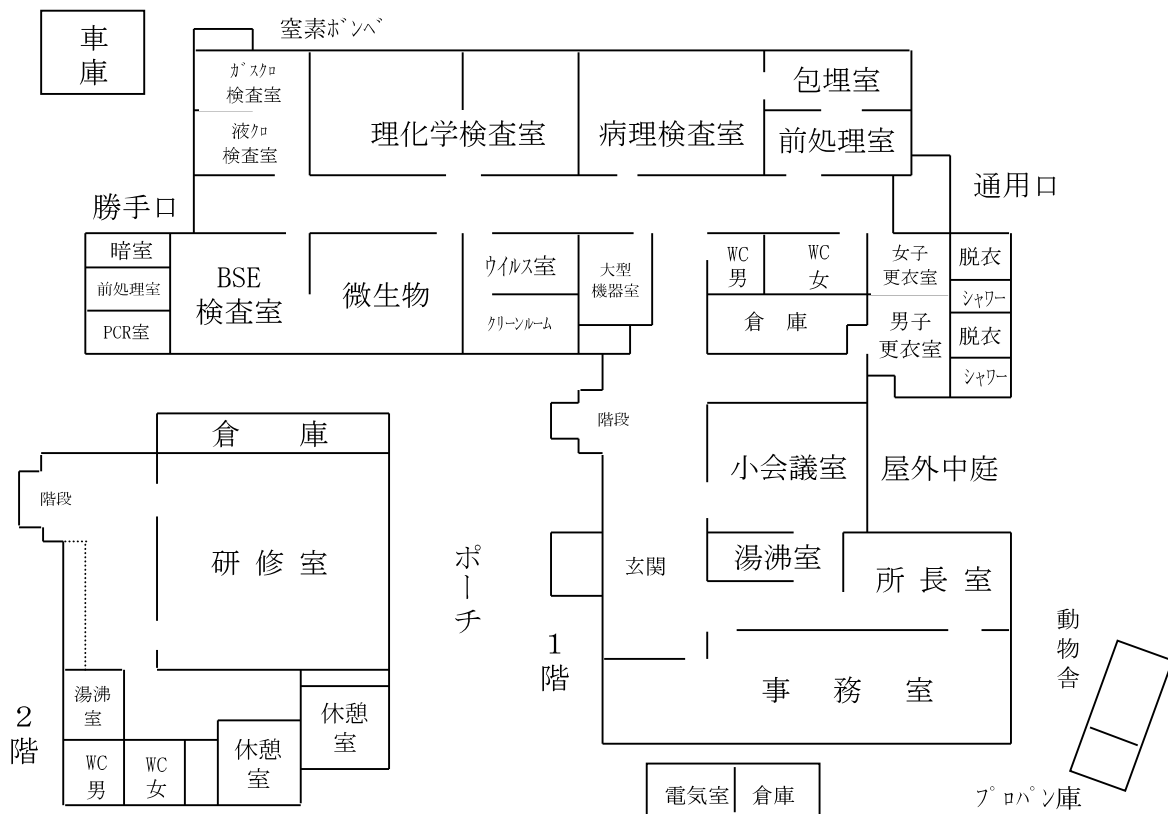
(8) 庁舎の平面図



末吉食肉衛生検査所 (所長 福里 吉文) 令和3年4月1日現在

- (1) 所在地 〒899-8604 曾於市末吉町諏訪方8608-10  
 TEL 0986(76)1299  
 FAX 0986(76)1309
- (2) 管轄区域 曾於市, 霧島市, 始良郡
- (3) 所管と畜場 (株)ナンチク
- (4) 所管食鳥処理場 鹿児島くみあいチキンフーズ(株)大隅食品工場  
 (株)ウェルファームフーズ霧島事業所
- (5) 庁舎の構造 敷地面積 2,998.00㎡  
 規模構造・本館 — 鉄筋コンクリート造2階建て 999.96㎡  
 1階 764.65㎡  
 2階 235.31㎡
- ・附属棟  
 動物舎 — 25.20㎡  
 車庫 — 36.00㎡  
 電気室その他 — 69.00㎡
- (6) 総工費 土地買収費 76,499,966円  
 建物工事費他 436,617,034円
- (7) 完成年度 庁舎 H10年度

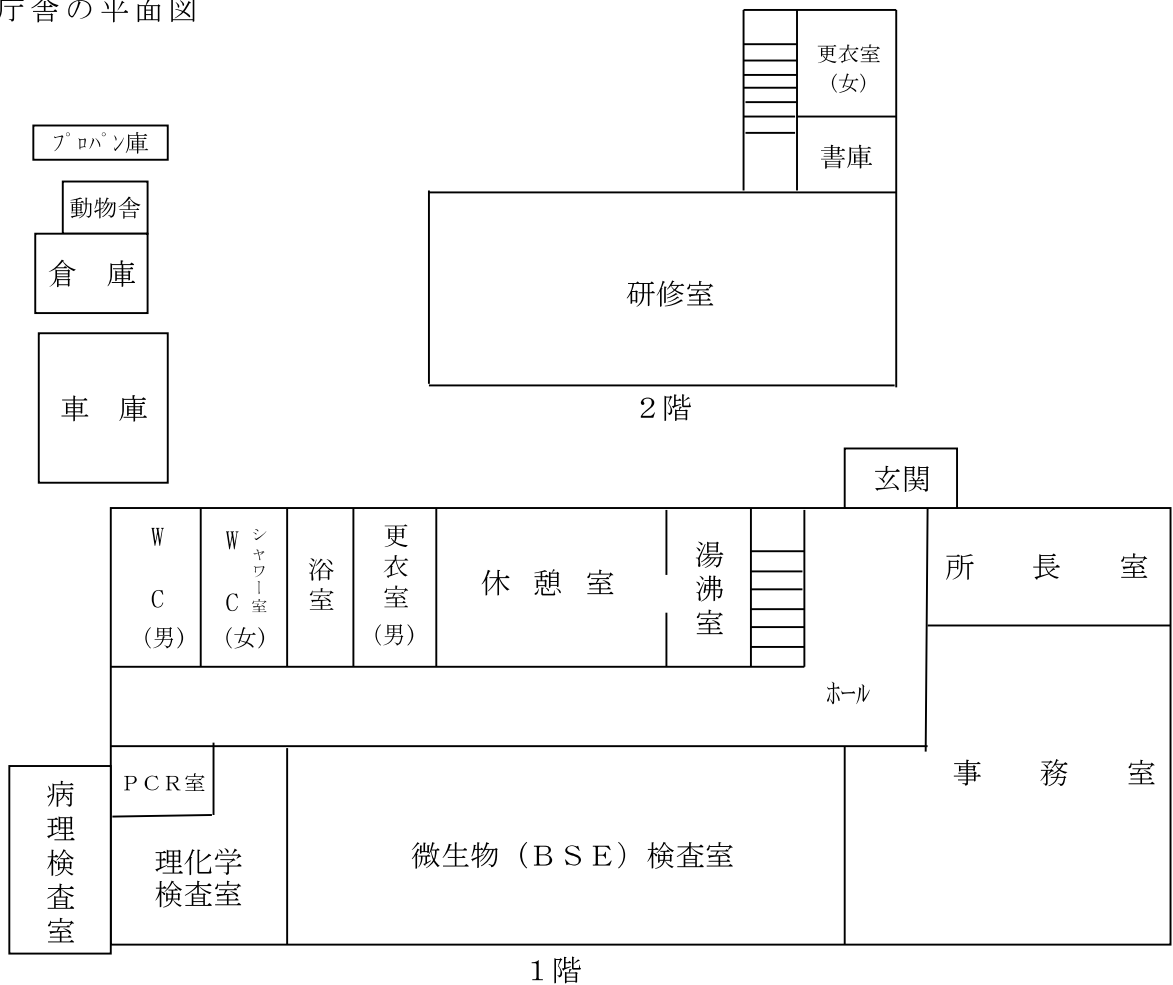
(8) 庁舎の平面図





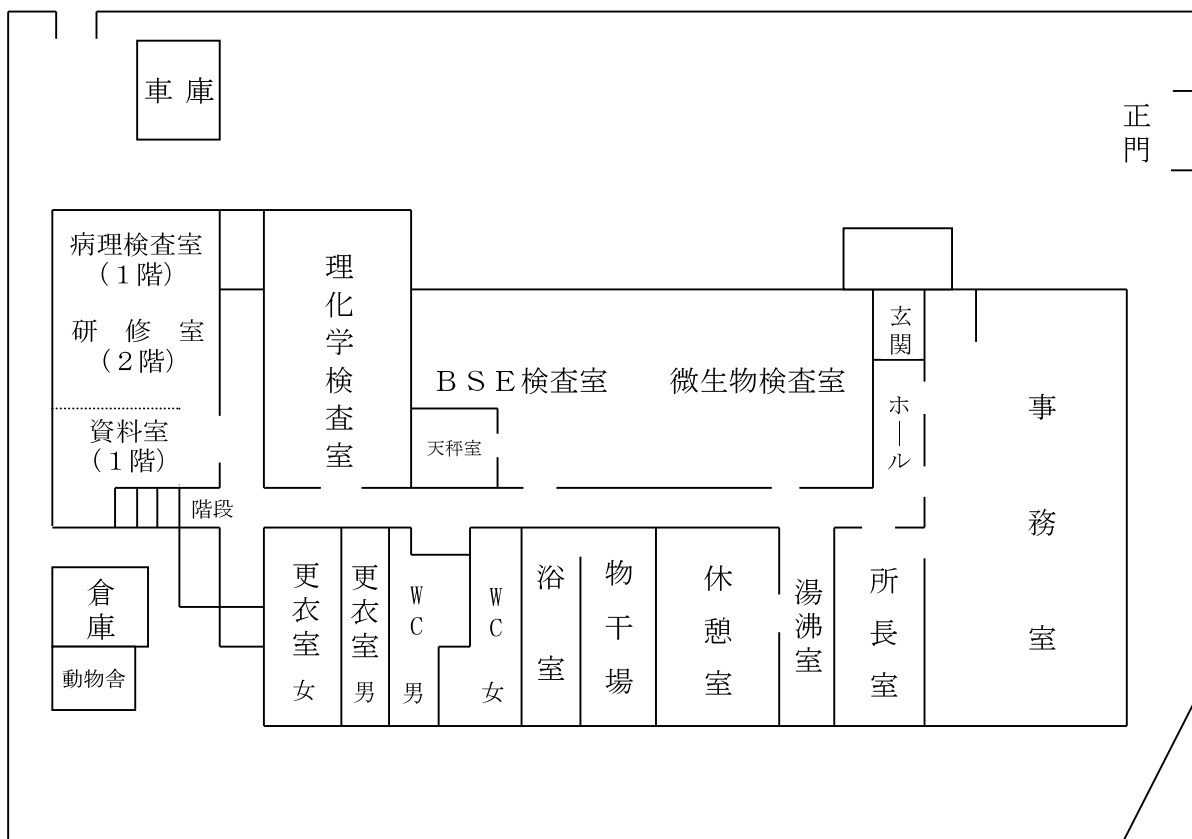
志布志食肉衛生検査所（所長 姫木 学） 令和3年4月1日現在

- (1) 所在地 〒899-7104 志布志市志布志町安楽5972-10  
TEL 099(472)3581  
FAX 099(472)4091
- (2) 管轄区域 志布志市, 曾於郡, 肝属郡(東申良町に限る)
- (3) 所管と畜場 志布志畜産(株), サンキョーミート(株)有明ミート工場
- (4) 所管食鳥処理場 (株)ジャパンファームチキン事業グループチキン事業本部第一製造部大崎工場  
(株)エビス
- (5) 庁舎の構造 敷地面積 1,465.37㎡  
規模構造
  - ・本館 — 鉄筋コンクリート造2階建て 473.24㎡
  - ・附属棟
    - 車庫 — 36.00㎡
    - 動物舎・倉庫 — 21.00㎡
    - プロパン庫 — 4.50㎡
- (6) 総工費 土地買収費 15,800,000円  
建物工事費他 110,355,000円
- (7) 完成年度 庁舎 S62年度, 病理検査室 H14年度  
女子シャワー室等 H22年度
- (8) 庁舎の平面図



鹿屋食肉衛生検査所（所長 藤元 英樹）令和3年4月1日現在

- (1) 所在地 〒893-0032 鹿屋市川西町3874-12  
TEL 0994(44)5395  
FAX 0994(44)5609
- (2) 管轄区域 鹿屋市，垂水市，肝属郡（東串良町を除く）
- (3) 所管と畜場 (株)JA食肉かごしま鹿屋工場，協同組合南州高山ミートセンター，大隅ミート食肉センター
- (4) 所管食鳥処理場 (株)ジャパンファームチキン事業グループチキン事業本部第二製造部垂水工場
- (5) 庁舎の構造
- |         |             |           |
|---------|-------------|-----------|
| 敷地面積    |             | 1,510.78㎡ |
| 規模構造・本館 | — 鉄筋コンクリート造 | 403.82㎡   |
| 研修室(2階) | —           | 169.36㎡   |
| 附属棟     |             |           |
| 車庫      | —           | 36.00㎡    |
| 動物舎・倉庫  | —           | 21.00㎡    |
- (6) 総工費 土地買収費 11,685,769円  
建物工事費他 119,631,458円
- (7) 完成年度 庁舎 S58年度，研修室・試験室一部改築 H6年度
- (8) 庁舎の平面図



9 と畜場の使用料・解体料（令和3年4月現在）

区分		と畜場																				
		南薩	加世田	南さつま	串木野	阿久根	大口	末吉	志布志	有明	鹿屋	高山	大隅	名瀬	瀬戸内	喜界	徳之島	沖永良部	与論	鹿児島市		
使 用 料	牛	時間内	6,108		6,600		6,600	3,410	7,020	3,640	6,200	5,088		2,200	4,840			3,150	6,000	2,100	2,203	
		時間外	9,162		9,900		9,900	5,115	10,530	7,280	6,200	7,631		3,300	5,380			4,720	8,500	2,620	3,304	
	馬	時間内	6,108				6,600	2,625	7,020	2,100	7,620	5,088		1,620	4,840			3,150	6,000	2,100	2,203	
		時間外	9,162				9,900	3,938	10,530	4,200	11,430	7,631		2,430	5,380			4,720	8,500	2,620	3,304	
	とく	時間内	895		1,320		990	1,870	1,420	1,820	1,270	990		1,100	2,420			1,680	3,300(枝 肉100kg以 下2,350)	1,570	1,101	
		時間外	1,119		1,980		1,485	2,805	2,130	3,640	1,905	1,238		1,650	2,640			2,520	4,600(枝 肉100kg以 下3,250)	2,100	1,652	
	こま	時間内	895				990	1,870	1,420	1,050	1,270	990		864	2,420			1,680	3,300(枝 肉100kg以 下2,350)	1,570	1,101	
		時間外	1,119				1,485	2,805	2,130	2,100	1,905	1,238		1,296	2,640			2,520	4,600(枝 肉100kg以 下3,250)	2,100	1,652	
	豚	時間内	937	1,320	1,320	1,100	990	1,320	普通豚 1,420 大貴豚 2,270	普通豚 995 大貴豚 1,105	1,260	1,037	正貴豚 1,100 大貴豚 1,870	1,100	2,420	2,619	3,000	1,680	3,300(枝 肉100kg以 下2,350)	1,360	皮剥1,101 湯剥1,242	
		時間外	1,173	1,980	1,980	1,650	1,485	1,980	普通豚 2,130 大貴豚 3,400	普通豚 1,990 大貴豚 2,210	1,260	1,297	正貴豚 1,980 大貴豚 3,366	1,650	2,640	3,666		2,520	4,600(枝 肉100kg以 下3,250)	1,570	皮剥1,652	
	やぎ めん羊	時間内	447				770	1,050	470	520	1,270	495		864	1,200	1,571	2,800	1,050	2,300	730	237	
		時間外	559				1,155	1,575	710	1,050	1,905	619		1,296	1,320	2,200		1,570	3,200	940	356	
	乳 とく	時間内																			237	
		時間外																				356
	改定年月日		R1.10.1	R1.10.1	R3.1.4	R1.10.1	R1.10.1	R2.4.1	R2.6.1	R1.11.1	R2.4.1	R1.10.1	R1.10.1	R1.10.1	R1.10.1	R1.10.1	R1.10.1	H16.3.29	H18.3.31	H10.4.1	H15.6.19	H26.4.1

区分		と畜場																			
		南薩	加世田	南さつま	串木野	阿久根	大口	末吉	志布志	有明	鹿屋	高山	大隅	名瀬	瀬戸内	喜界	徳之島	沖永良部	与論	鹿児島市	
解体料	牛馬	時間内	8,025		4,950		4,950	5,170 馬4,935	7,180	8,645 馬5,630	5,500 馬5,540	7,328		4,950 馬4,860	3,000			2,400	5,500		5,190
		時間外	12,037		9,900		9,900	7,755 馬7,403	10,770	12,970 馬8,440	5,500 馬8,310	10,992		9,900 馬9,720	3,000			3,600	8,000		8,441
	とく こま	時間内	1,141		1,375		1,210	1,320	1,310	2,355 こま1,400	5,540	1,036		3,300 こま3,240	800			800	3,000 (枝肉100kg 以下2,100)		3,198
		時間外	1,426		2,750		2,420	1,650	1,970	3,533 こま2,100	8,310	1,295		6,600 こま6,480	800			1,200	4,300 (枝肉100kg 以下3,000)		6,868
	豚	時間内	1,196	正貴豚 1,430 大貴豚 2,145	1,375 (140kg以上 2,035)	1,100	1,210	660	普通豚 1,310 大貴豚 2,100	普通豚 1,470 大貴豚 2,425	920	1,086	正貴豚 1,430 大貴豚 2,420	正貴豚 1,320 大貴豚 1,760	800			800	3,000 (枝肉100kg 以下2,100)		機械剥・湯 剥1,426 (枝肉120kg 以下692) 手剥1,845 (枝肉120kg 以下692)
		時間外	1,494	正貴豚 2,750 大貴豚 4,125	2,750 (140kg以上 4,070)	1,760	2,420	880	普通豚 1,970 大貴豚 3,150	普通豚 2,205 大貴豚 3,638	920	1,356	正貴豚 2,574 大貴豚 4,356	正貴豚 2,640 大貴豚 3,520	800			1,200	4,300 (枝肉100kg 以下3,000)		手剥4,593 (枝肉120kg 以下3,439)
	やぎ めん羊	時間内	571				825	630	440	470	1,170	518		1,080	1,200			800	2,100		1,573
		時間外	713				1,650	840	660	700	1,755	647		2,160	1,200			1,200	3,000		5,243
	乳とく	時間内																			
		時間外																			
	改定年月日		R1.10.1	R1.10.1	R3.1.4	R1.10.1	R1.10.1	R1.10.1	R2.6.1	R1.11.1	R2.4.1	R1.10.1	R1.10.1	R1.10.1	S55.4.1			H18.3.31	H10.4.1		H26.4.1

## 10 と畜場の概要

と畜場番号		38	48	3
区 分				
管 轄 検 査 所		知覧食肉衛生検査所		
名 称	(株)JA食肉かごしま 南 薩 工 場	加世田食肉センター	株式会社南さつま 食肉流通センター	
設 置 者	(株)JA食肉かごしま	(株)コワダヤ	株式会社南さつま 食肉流通センター	
所 在 地	南九州市知覧町南別府22361 0993-86-2838	南さつま市加世田内山田84 0993-52-7856	南さつま市加世田内山田 123-1 0993-53-2200	
設 置 許 可 年 月 日		昭和54年9月26日	平成17年6月27日	令和3年1月4日
規 模	敷 地 面 積	51,980㎡	13,486㎡	5,300㎡
	建 築 面 積 (延)	13,099㎡	3,716㎡	812㎡
能 力	大 動 物	100頭/日	—	30頭/日
	小 動 物	1,000頭/日	1,600頭/日	5頭/日
主 要 施 設 規 模	けい留施設	1,464㎡ 収容能力 大動物 100頭 小動物 500頭	633㎡ 収容能力 小動物 600頭	343㎡ 収容能力 大動物 30頭
	処 理 施 設	1,989㎡	1,738㎡	251㎡
	冷 蔵 施 設	1,169㎡	133㎡	148㎡
汚 水 処 理 施 設	能 力	1,912㎡/日	1,440㎡/日	150㎡/日
	処 理 方 法	活 性 汚 泥 法	活 性 汚 泥 法	活 性 汚 泥 法

と畜場番号 区分		6	46	35	
		管轄検査所	串木野食肉衛生検査所	阿久根食肉衛生検査所	大口食肉衛生検査所
名称		プリマハム株式会社 西日本ベストパッカー	(株)阿久根食肉 流通センター	(株)ジャパンファーム 大口処理場	
設置者		西日本ベストパッカー 株式会社	(株)阿久根食肉 流通センター	(株)ジャパンファーム	
所在地		いちき串木野市浜ケ城 11913-1 0996-32-2111	阿久根市塩浜町1丁目10番地 0996-64-6336	伊佐市大口宮人519 0995-22-2361	
設置許可年月日		平成27年3月30日	平成13年5月1日	昭和48年8月1日	
規 模	敷地面積	72,263㎡	24,913.49㎡	112,964㎡	
	建築面積(延)	9,400㎡	15,894.87㎡	11,207㎡	
	処理能力	大動物	0頭/日	90頭/日	50頭/日
		小動物	1,000頭/日	1,400頭/日	1,600頭/日
主要施設規模	けい留施設	352㎡ 収容能力 小動物 720頭	1,046.94㎡ 収容能力 大動物84頭(保留2舎) 小動物 1,000頭	998㎡ 収容能力 大動物 36頭 小動物 1,200頭	
	処理施設	1,891.5㎡	5,198㎡	3,717㎡	
	冷蔵施設	1,130.2㎡	1,004.22㎡	2,230㎡	
汚水処理施設	能力	1,600㎥/日	1,800㎥/日	2,000㎥/日	
	処理方法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	

区 分		と畜場番号			
		15	43	45	
管 轄 検 査 所		末吉食肉衛生検査所	志布志食肉衛生検査所		
名 称		(株)ナンチク	志布志畜産(株)	サンキョーミート(株) 有明ミート工場	
設 置 者		(株)ナンチク	志布志畜産(株)	サンキョーミート(株)	
所 在 地		曾於市末吉町二之方1828 0986-76-1200	志布志市志布志町安楽 5972-8 099-472-1331	志布志市有明町野井倉 6965 099-474-1118	
設 置 許 可 年 月 日		昭和39年9月22日	昭和61年3月17日	平成31年3月12日	
規 模	敷 地 面 積	60,315㎡	51,114㎡	83,063.7㎡	
	建 築 面 積 (延)	34,288㎡	5,829.85㎡	35,420㎡	
	処 理 能 力	大 動 物	120頭/日	20頭/日	130頭/日
		小 動 物	2,200頭/日	1,100頭/日	2,400頭/日
主 要 施 設 規 模	けい留施設	1,863㎡ 収容能力 大動物 100頭 小動物 1,260頭	507㎡ 収容能力 大動物 20頭 小動物 600頭	1,920㎡ 収容能力 大動物 107頭 小動物1,200頭	
	処 理 施 設	5,752㎡	1,068.07㎡	2,475㎡	
	冷 蔵 施 設	1,821㎡	1,141.0㎡	1,617.2㎡	
汚 水 処 理 施 設	能 力	2,760㎡ <sup>3</sup> /日	1,400㎡ <sup>3</sup> /日	1,800㎡ <sup>3</sup> /日	
	処 理 方 法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	

区分		と畜場番号		41	47	19		
		管轄検査所		鹿屋食肉衛生検査所				
名称		(株)JA食肉かごしま 鹿屋工場		協同組合 南州高山ミートセンター		大隅ミート 食肉センター		
設置者		(株)JA食肉かごしま		協同組合 南州高山ミートセンター		大隅ミート産業(株)		
所在地		鹿屋市川西町3874-7 0994-43-1785		肝属郡肝付町前田3550 0994-65-3161		垂水市本城3921-1 0994-32-6111		
設置許可年月日		昭和58年10月14日		平成14年4月1日		昭和51年10月28日		
規	敷地面積		29,440㎡		15,300㎡		5,268㎡	
	建築面積(延)		7,414㎡		5,527㎡		2,544㎡	
模	処理能力	大動物		50頭/日		—		10頭/日
		小動物		1,300頭/日		500頭/日		600頭/日
主要施設規模	けい留施設		999㎡ 収容能力 大動物 35頭 小動物 750頭		408㎡ 収容能力 小動物 500頭		319㎡ 収容能力 大動物 10頭 小動物 400頭	
	処理施設		1,265㎡		1,243㎡		429㎡	
	冷蔵施設		920㎡		982㎡		276.6㎡	
汚水処理施設	能力		2,000㎥/日		500㎥/日		650㎥/日	
	処理方法		活性汚泥法		活性汚泥法		活性汚泥法	



## 11 食鳥処理場の概要

管轄検査所		知覧食肉衛生検査所
区 分		
名 称		株式会社エヌチキン
設 置 者		株式会社エヌチキン
所 在 地		南九州市知覧町郡3669番地
設 置 許 可 年 月 日		平成13年10月5日
規 模	敷 地 面 積	12,805㎡
	建 設 面 積 (延)	4,346㎡
	処 理 能 力	36,000羽/日

管轄検査所		串木野食肉衛生検査所
区 分		
名 称		鹿児島くみあいチキンフーズ(株) 川内食品工場
設 置 者		鹿児島くみあいチキンフーズ(株)
所 在 地		薩摩川内市勝目町字上久保田3888 番地
設 置 許 可 年 月 日		平成4年3月27日
規 模	敷 地 面 積	24,652㎡
	建 設 面 積 (延)	6,506㎡
	処 理 能 力	55,000羽/日

管轄検査所		阿久根食肉衛生検査所	
区	分		
名	称	マルイ食品(株) 野田工場	マルイ食品(株) 野田第2工場
設	置 者	マルイ食品(株)	マルイ食品(株)
所	在 地	出水市野田町下名1671	出水市野田町下名 1050-1
設 置 許 可 年 月 日		平成4年3月27日	平成20年4月2日
規 模	敷 地 面 積	17,756m <sup>2</sup>	8,924m <sup>2</sup>
	建 設 面 積 (延)	5,069m <sup>2</sup>	2,553m <sup>2</sup>
	処 理 能 力	60,000羽/日	12,000羽/日

管轄検査所		阿久根食肉衛生検査所	
区	分		
名	称	赤鶏農業協同組合	
設	置 者	赤鶏農業協同組合	
所	在 地	出水市野田町下名 9 1 番地	
設 置 許 可 年 月 日		平成17年1月17日	
規 模	敷 地 面 積	9,507m <sup>2</sup>	
	建 設 面 積 (延)	2,482m <sup>2</sup>	
	処 理 能 力	12,000羽/日	

管轄検査所		大口食肉衛生検査所	
区	分		
名	称	(株)アクシーズ 宮之城工場	(株)アクシーズ 薩摩工場
設	置 者	(株)アクシーズ	(株)アクシーズ
所	在 地	薩摩郡さつま町山崎334	薩摩郡さつま町求名 12162番地の2
設 置 許 可 年 月 日		平成4年3月27日	平成15年8月8日
規 模	敷 地 面 積	27,615.73㎡	26,566㎡
	建 設 面 積 (延)	3,507㎡	4,259.51㎡
	処 理 能 力	75,000羽/日	28,000羽/日

管轄検査所		末吉食肉衛生検査所	
区	分		
名	称	(株)ウェルファムフーズ 霧島事業所	鹿児島くみあいチキンフーズ(株) 大隅食品工場
設	置 者	(株)ウェルファムフーズ	鹿児島くみあいチキンフーズ(株)
所	在 地	霧島市国分清水 4丁目28番29-33号	曾於市大隅町中之内4980番地
設 置 許 可 年 月 日		平成13年6月1日	平成4年3月27日
規 模	敷 地 面 積	42,400㎡	42,645㎡
	建 設 面 積 (延)	4,570㎡	7,494㎡
	処 理 能 力	77,000羽/日	57,200羽/日

管轄検査所		志布志食肉衛生検査所	
区	分		
名	称	(株)エビス	(株)ジャパンファーム チキン事業グループ チキン事業本部 第一製造部 大崎工場
設	置 者	(株)エビス	(株)ジャパンファーム
所	在 地	肝属郡東串良町岩弘7番地	曾於郡大崎町神領1046-22
設 置 許 可 年 月 日		令和元年9月30日	平成4年3月27日
規 模	敷 地 面 積	20,000㎡	26,730㎡
	建 設 面 積 (延)	1,316㎡	9,379.53㎡
	処 理 能 力	44,000羽/日	80,000羽/日

管轄検査所		鹿屋食肉衛生検査所	
区	分		
名	称	(株)ジャパンファーム チキン事業グループ チキン事業本部 第二製造部 垂水工場	
設	置 者	(株)ジャパンファーム	
所	在 地	垂水市市木字光石5092	
設 置 許 可 年 月 日		平成4年3月27日	
規 模	敷 地 面 積	28,809㎡	
	建 設 面 積 (延)	4,125㎡	
	処 理 能 力	80,000羽/日	

## 12 研修・学会

食肉の安全確保に必要な知識の習得，技術の向上，研鑽等を図ることを目的に，研修会，学会等に積極的に参加している。令和2年度の状況は，以下のとおりである。

年 月 日	研 修 会 ・ 学 会	場 所
令和2年5月29日	第62回鹿児島県公衆衛生獣医師協議会総会	鹿児島市 →開催中止，書面開催
令和2年5月26日 令和2年9月10日 令和2年11月19日 令和3年2月5日	鹿児島県食肉衛生検査所協議会・病理部会	Web会議 Web会議 Web会議 Web会議
令和2年5月27日 令和2年11月20日 令和3年2月17日	鹿児島県食肉衛生検査所協議会・微生物部会	Web会議 串木野食肉衛生検査所 Web会議
令和2年5月28日 令和2年12月8日 令和3年2月2日	鹿児島県食肉衛生検査所協議会・理化学部会	Web会議 串木野食肉衛生検査所 Web会議
令和2年7月1日	鹿児島県獣医公衆衛生技術研修会（中止） → 令和2年7月21日 研究発表選考結果発表	鹿児島市 →開催中止，書面審査
令和2年8月18～19日	全国食肉衛生検査所協議会総会・所長会	宮崎県 →開催中止，書面開催
令和2年10月2日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会・研修会	山梨県 →開催中止，書面開催
令和2年10月9日	全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会・研修会	埼玉県 →開催中止，書面開催
令和2年10月22日	第49回九州地区食肉衛生検査所協議会大会	北九州市 →開催中止，書面開催
令和2年11月5～6日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会総会・研修会	茨城県 →開催中止，書面開催
令和2年11月6日	令和2年度 獣医公衆衛生講習会	鹿児島市
令和2年12月1～2日	令和2年度検査機関等の検査支援事業 輸出食肉のための検査研修	宮崎県
令和3年2月4日	令和2年度鹿児島県輸出実務者研修会	志布志市 →開催中止，書面開催
令和3年2月26日	対米輸出食肉に係る指名検査員研修会	鹿児島県
令和3年3月1～3日	令和2年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	東京都 →バーチャルフォーラム